会計	繰越	検算	転記		
㊁	㊁	㊦	有	0	0

(その1)

収支報告書

平成27 年分
(開催分)

(ふりがな) こみゅにてぃ・しんくたんくをつくるかい

1 政治団体の名称 コミュニティ・シンクタンクをつくる会

2 主たる事務所の所在地 福島県福島市三河北町3-16
東和ビル1F

3 代表者の氏名 山口 和之

4 会計責任者の氏名 前野 登

事務担当者の氏名 松島 順子

(電話) 090-3363-8824

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☑ 2以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☑ 有
- ☐ 無

公職の種類 参議院議員
(現職・候補者の別) (現職)

資金管理団体の届出をした者の氏名 山口 和之

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 山口 和之

公職の種類 参議院議員
(現職・候補者の別) (現職)

公職の候補者の氏名(2人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者の氏名(3人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

受付
28.8.30
収支公開室
第 号

福島県選挙管理委員会
平成 28.5.30 収受
衆参 第

2748

団体番号 No.121

資金管理団体の指定の期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

~~平成26年 1月 1日~~ から
~~平成26年 12月 31日~~ まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

101860

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	25,094,394
（前年からの繰越額）	24,994,394
（本年の収入額）	100,000
支　出　総　額	15,294,394
翌年への繰越額	9,800,000

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	100,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	100,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	100,000	

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
小林　奈美江	100,000	H27/4/30	福島県郡山市富田町字下双又14-310	医師	

この頁の小計	100,000
その他の寄附	0
合　　計	100,000

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	2,246,490	0	
(2) 光熱水費	75,786	0	
(3) 備品・消耗品費	1,295,952	0	
(4) 事務所費	1,530,353	0	
小計	5,148,581	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	89,329	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	6,156	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	6,156	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	50,328	0	
(5) 寄附・交付金	10,000,000	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	10,145,813	0	
合計	15,294,394		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
福島事務所電気代	10,228	H27/8/27	東北電力㈱	宮城県仙台市青葉区本町1-7-1	
この頁の小計	10,228				
その他の支出	65,558				
合計	75,786				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
携帯電話台	63,941	H27/1/24	ドコモショップ赤坂見附店	東京都港区赤坂3-2-3	
ホームページサーバー代	60,780	H27/3/19	ジャパンプリント㈱	東京都東[illegible]神明台4-9-12	
コピー機リース料	14,040	H27/4/20	日立キャピタルNBL㈱	東京都港区西新橋1-3-1	
為書	55,296	H27/4/20	㈱ニューエッジ	東京都文京区西片2-21-12	
コピー機メンテカウント料	121,276	H27/4/20	富士ゼロックス東京㈱	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー機メンテカウント料	36,645	H27/4/20	富士ゼロックス東京㈱	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー機リース料	14,040	H27/5/29	日立キャピタルNBL㈱	東京都港区西新橋1-3-1	
コピー機メンテカウント料	29,482	H27/5/29	富士ゼロックス東京㈱	東京都新宿区西新宿6-14-1	
事務用品	13,475	H27/6/25	(有)アースリビング	東京都港区麻布台2-2-1	
コピー機メンテカウント料	34,130	H27/6/30	富士ゼロックス東京㈱	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー機リース料	14,040	H27/7/14	日立キャピタルNBL㈱	東京都港区西新橋1-3-1	
ゴム印・印章	57,240	H27/7/18	加藤印房	福島県福島市清明町5-1	
コピー機リース料	14,040	H27/7/27	日立キャピタルNBL㈱	東京都港区西新橋1-3-1	
事務所観葉植物	24,000	H27/7/31	フラワーブテック花時計	福島県福島市栄町12-18	
コピー機メンテカウント料	21,939	H27/8/6	富士ゼロックス東京㈱	東京都新宿区西新宿6-14-1	
この頁の小計	574,364				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
コピー機リース料	14,040	H27/8/27	日立キャピタルNBL㈱	東京都港区西新橋1-3-1	
コピー機メンテカウント料	51,620	H27/9/7	富士ゼロックス東京㈱	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー機リース料	14,040	H27/9/28	日立キャピタルNBL㈱	東京都港区西新橋1-3-1	
コピー機メンテカウント料	26,357	H27/10/6	富士ゼロックス東京㈱	前掲	
事務用品	16,821	H27/10/15	~~SMBCファイナンスサービス~~ ビジネスエキスパート㈱	東京都~~港区三田3-13-21~~ 江東区豊洲3-2-3	
コピー機リース料	14,040	H27/10/27	日立キャピタルNBL㈱	東京都港区西新橋1-3-1	
コピー機メンテカウント料	19,608	H27/11/6	富士ゼロックス東京㈱	東京都新宿区西新宿6-14-1	
事務用品	50,642	H27/11/17	~~SMBCファイナンスサービス~~ ビジネスエキスパート㈱	東京都~~港区三田3-13-21~~ 江東区豊洲3-2-3	
コピー機リース料	14,040	H27/11/27	日立キャピタルNBL㈱	東京都港区西新橋1-3-1	
コピー機メンテカウント料	86,081	H27/12/7	富士ゼロックス東京㈱	東京都新宿区西新宿6-14-1	
事務用品	20,068	H27/12/11	~~SMBCファイナンスサービス~~ ビジネスエキスパート㈱	東京都~~港区三田3-13-21~~ 江東区豊洲3-2-3	
コピー機リース料	14,040	H27/12/28	日立キャピタルNBL㈱	東京都港区西新橋1-3-1	
この頁の小計	341,397				
その他の支出	380,191				
合計	1,295,952				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
福島事務所内装工事	256,176	H27/5/1	(有)タカアラ産業	福島県福島市蓬莱1-10-7	
福島事務所内看板工事	110,160	H27/5/1	ひかりディスプレイ	福島県福島市飯坂町平野字東石堂49-1	
鍵交換代	11,340	H27/6/17	福島ロックサービス	福島県福島市五老内町8-1	
福島事務所賃料	66,000	H27/2/[illegible]	~~東和ビル管理者グリーン興建㈱~~ 松田順子	~~福島県福島市方木田字辻10-12~~ 福島市方木田字辻10-12	~~シャメゾン方木田101~~
福島事務所賃料	66,000	H27/3/31	東和ビル管理者グリーン興建㈱	福島県福島市方木田字辻10-12	
福島事務所賃借料	66,000	H27/4/23	東和ビル管理者グリーン興建㈱	福島県福島市方木田字辻10-12	
福島事務所賃借料	66,000	H27/5/25	東和ビル管理者グリーン興建㈱	福島県福島市方木田字辻10-12	
福島事務所駐車場	12,000	H27/5/25	斎藤ガレージ管理者グリーン興建㈱	福島県福島市方木田字辻10-12	
福島事務所賃料	66,000	H27/6/25	東和ビル管理者グリーン興建㈱	福島県福島市方木田字辻10-12	
福島事務所駐車場	28,080	H27/7/3	(有)紺野企画	福島県福島市三河北町2-16	
福島事務所賃借料	66,000	H27/7/22	東和ビル管理者グリーン興建㈱	福島県福島市方木田字辻10-12	
福島事務所駐車場	13,000	H27/7/31	(有)紺野企画	福島県福島市三河北町2-16	
福島事務所駐車場	13,000	H27/8/25	(有)紺野企画	福島県福島市三河北町2-16	
福島事務所賃料	66,000	H27/8/25	東和ビル管理者グリーン興建㈱	福島県福島市方木田字辻10-12	
福島事務所駐車場	14,040	H27/9/25	(有)紺野企画	福島県福島市三河北町2-16	
この頁の小計	919,796				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
福島事務所賃料	66,000	H27/9/25	東和ﾋﾞﾙ管理者グリーン興建㈱	福島県福島市方木田字辻10-12	
福島事務所賃料	66,000	H27/10/23	東和ﾋﾞﾙ管理者グリーン興建㈱	福島県福島市方木田字辻10-12	
福島事務所駐車場	14,040	H27/10/23	(有)紺野企画	福島県福島市三河北町2-16	
福島事務所賃料	66,000	H27/11/25	東和ﾋﾞﾙ管理者グリーン興建㈱	福島県福島市方木田字辻10-12	
福島事務所駐車所	14,040	H27/11/25	(有)紺野企画	福島県福島市三河北町2-16	
福島事務所賃料	66,000	H27/12/25	東和ﾋﾞﾙ管理者グリーン興建㈱	福島県福島市方木田字辻10-12	
福島事務所駐車場	14,040	H27/12/25	(有)紺野企画	福島県福島市三河北町2-16	
月刊介護保険・週刊社会保障	65,640	H27/3/26	㈱法研	東京都中央区銀座1-10-1	
この頁の小計	371,760				
その他の支出	238,797				
合計	1,530,353				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				旅費交通費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
JR切符代	20,040	H27/8/21	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木2-2-2	
宿泊費・下枝他３名	39,650	H27/10/22	ホテルサンルート東新宿	東京都新宿区新宿7-27-9	
この頁の小計	59,690				
その他の支出	29,639				
合計	89,329				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
				広告宣伝費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	6,156				
合計	6,156				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
				調査費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
資料費	23,328	H27/5/29	㈱クマノミ出版	京都府長岡京市久貝2-7-29-109	
住宅地図	27,000	H27/6/10	岩瀬書店	福島県福島市御山字中川原80-1	
この頁の小計	50,328				
その他の支出	0				
合計	50,328				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
				寄附金	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
政党への寄附金	10,000,000	H27/3/2	日本を元気にする会	東京都品川区上大崎2-15-19MG目黒駅前306	
この頁の小計	10,000,000				
その他の支出	0				
合計	10,000,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☑　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成28年　5月　27日

政治団体の名称　コミュニティ・シンクタンクをつくる会

会計責任者の氏名　前野　登　

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成28年5月27日

コミュニティ・シンクタンクをつくる会
代表　山口　和之

登録政治資金監査人
登 録 番 号　第　3282　号
研修修了年月日　平成21年12月18日

1　監査の概要

（1）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、コミュニティ・シンクタンクをつくる会の平成２７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）　この政治資金監査は、コミュニティ・シンクタンクをつくる会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｼﾝｸﾀﾝｸをつくる会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｼﾝｸﾀﾝｸをつくる会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上